

2020年8月17日

企業会計基準委員会 御中

電気事業連合会

収益認識に関する会計基準における電気料金の見積りの取扱いについて

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、収益認識に関する会計基準における電気料金の見積りの取扱いにつきまして、別紙の通り弊会の考え方をご説明申し上げます。

今後の検討におかれまして、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

謹白

収益認識に関する会計基準における電気料金の見積りの取扱いについて

1. これまでの振り返り

(1) 弊会としてのコメントレターの提出

- ・ 2017年7月に収益認識に関する会計基準の公開草案が公開され、意見募集がなされました。(～2017年10月)
- ・ それを踏まえまして、弊会として2017年10月に、コメントレターを提出させていただきました。
- ・ コメントレターの骨子は以下の通りです。
 - ▶ 要望事項
 - ・ 電気事業においては、検針日基準を継続できるよう、適用指針において「代替的な取扱い」として規定いただくなどの措置を講じていただきたい。
 - ▶ 主な理由
 - ・ 検針日基準による収益の算定期間は会計期間とはずれが生じているものの、365日分の確定収益となっており、原則法と同等と評価することができる。
 - ・ 海外では会計期間に対応した収益計上も見られるが、検針頻度が低いなど、海外と日本では検針実務に大きな相違がある中、日本では毎月定期的に検針を行っており、国際的な財務諸表間の比較可能性を有している。
 - ・ 原則法に合致させるためには、分散検針の廃止や月末時点の使用量測定・料金算定などの対応が必要であり、相当の時間とコストを要する。

(2) コメントレターを踏まえた ASBJ 殿における審議

- ・ 弊会のコメントレターを踏まえ、ASBJ 殿におかれまして委員会での審議を重ねていただきました。(2017年11月～2018年3月)
- ・ 委員会での審議におきましては、賛成・反対双方の意見があったものの、最終的には、「見積りの困難性に係る評価が十分に定まらず、代替的な取扱いの必要性についての合意が形成されていない」と整理されることになりました。
- ・ 同時に、将来的に検針日基準を代替的な取扱いとして定める可能性が残されております。

(3) 現在の収益認識に関する会計基準の適用指針での規定

- ・ 現在の収益認識に関する会計基準の適用指針において、下記の通り規定いただいております。

(毎月の計量により確認した使用量に基づく収益認識)

188. 現在、毎月、月末以外の日に実施する計量により確認した顧客の使用量に基づき収益の計上が行われ、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益が翌月に計上される実務が見られる。2017年公開草案に対して、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益を見積ることの困難性に関する意見が、電気事業及びガス事業から寄せられた。

審議においては、当該見積りの困難性について代替的な取扱いを検討し、決算日までの顧客による使用量を確認できない場合や、計量により確認した使用量に応じて複数の単価が適用される場合等、当該見積りが困難となり得る状況に対して検討を行ったが、当該見積りの困難性に係る評価が十分定まらず、代替的な取扱いの必要性について合意が形成されなかった。

今後、財務諸表作成者により、財務諸表監査への対応を含んだ見積りの困難性に対する評価が十分に行われ、会計基準の定めに従った処理を行うことが実務上著しく困難である旨、当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することが考えられる（会計基準第96項参照）。

2. 今回のご説明内容

(1) 要望の背景

- ・ 弊会では、ASBJ 殿における委員会での審議や収益認識に関する会計基準の適用指針の記載を踏まえまして、改めて電気料金の見積りについて検討を重ねてまいりました。
- ・ 検討においては、見積り方法自体の検討や複数の電力会社における見積りも行った上、改めて電気料金を見積りをする事について評価しております。
- ・ その結果を踏まえまして、今回、電気料金を見積りにつきまして、収益認識基準に関する会計基準（適用指針）における代替的な取扱いとして、検針日基準の適用を認めていただくよう要望させていただくものです。

(2) 見積りの方法

- ・ 今回、6 電力会社において、実際に電気料金を見積りを行っております。
- ・ 見積り方法は下表のパターン①～④としています。

パターン	概要
〔実績 1〕	検針日基準
〔実績 2〕	検針日基準をベースとして日数按分から見積り (過年度実績であるため作成可能な今回の見積りを検証するための値)
①	前年同月販売電力量から見積り (需要数補正等あり、気温補正なし) × 前年同月販売単価から見積り (燃料費調整、料金改定等補正あり)
②	前年同月販売電力量から見積り (需要数補正等あり、気温補正あり) × 前年同月販売単価から見積り (燃料費調整、料金改定等補正あり)
③	当月発電電力量速報値から見積り (検針結果から見積り) × 前年同月販売単価から見積り (燃料費調整、料金改定等補正あり)
④	当月発電電力量速報値から見積り (当月発電電力量の日数按分から見積り) × 前年同月販売単価から見積り (燃料費調整、料金改定等補正あり)

(3) 見積り結果および評価

(見積り結果)

- ・ 見積りを実施した 6 電力会社の見積り (①～④) について検針日基準と比較しますと、会社によって差額にバラつきがあり、大きな差額が生じている会社もあります。
- ・ 前述の〔実績 2〕との乖離について、各サンプルが同じ傾向を示せば、いずれかの手法が最良あるいは最悪と評価することが可能ですが、結果は 6 電力会社において全く異なる傾向となっています。

(評価)

- ・ 見積り結果は売上高に影響し、利益にも直接的に影響（見積り値の増減に伴う原価の増減はない）しますが、損益への影響を確認しますと金額的重要性も大きくなっています。（分配可能額にも影響することになります。）
- ・ ただ、見積り結果は6電力会社バラバラで、ブレも大きく、規則性を見出すこともできないことから、どの見積り手法が適切なのかを特定するには至りませんでした。
- ・ 今回の見積り手法（①～④）は、考え方としては合理的な手法であり、他に現実的に取りうる手法は見出すことはできないのが実状です。
- ・ これらを踏まえると、事業者としては電気料金の見積りを行うことが合理的であるとは言えず（十分な説明責任を果たすことができない）、検針日基準を継続適用し、確定収益を計上する方が適切と考えております。

3. ご検討いただきたい事項

- ・ 弊会といたしましては、以下の理由により検針日基準を継続適用することが適当であると考えております。
 - ・ 前提として、検針日基準は365日分の確定収益であることから、原則法と同等と評価することができること
 - ・ 合理的と考えられる複数の見積り手法により見積りを行ったものの、どの手法が適切なのか特定することができないこと
 - ・ 各社の監査人からも、特にバックテストができないことについて、見積りの合理性の検証が困難との声があること
 - ・ 電力会社の実務に検針日基準が浸透・定着していること
 - ・ 見積りに必要なデータが得られるタイミングを踏まえると、見積り作業にかけられる時間が非常に限られていること（決算確定までに見積りをする必要があるため決算スケジュールは一層タイトに）
 - ・ 見積りをした場合に生じる課題が、検針日基準を継続適用することにより解決されること
- ・ 以上の点を踏まえまして、収益認識に関する会計基準（適用指針）における代替的な取扱いとして検針日基準の適用を認めていただくよう、ご検討いただきたいと存じます。

以上